

高額療養費制度の負担上限額引上げに反対する意見書

高額な医療費の自己負担を減らすため、窓口負担に上限を設けられている高額療養費制度について、政府は今年８月から段階的な大幅引上げを予定しています。

ガンなどで長期にわたり治療を受け、高額な医療費を負う患者・家族にとって、高額療養費制度は「まさに命綱」です。

しかし、政府は「現役世代の社会保険料の負担軽減のため」を口実に、住民税非課税世帯など低所得者も含めるすべての所得層で高額療養費の負担上限額引上げが必要だとしています。

いま賃金も年金も実質下がっている状況のもと、さらに病気で弱っている人たちへの負担増は、くらしの不安に命の危険まで背負わせることになります。

例えば年収３７０万～７７０万円の高額療養費の上限は、現在８万１００円程度ですが、３年後には所得区分も細分化され、年収５１０万～６５０万円の人は１．４倍の１１万３４００円に、６５０万～７７０万円の人は１．７倍の１３万８６００円にもなります。

口実とする「現役世代の負担軽減」効果は、全国保険医団体連合会の試算によると軽減額は実質月４６円～２０８円で、むしろ医療費の将来負担がより増加する傾向になります。いま、２人に１人がガン、３人に１人が心筋梗塞、４人に１人が脳卒中、難病患者数も増加するなか、現役世代にこそ必要なセーフティネットの削減と言えます。

全国がん患者団体連合会は現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながらぎりぎりの範囲で医療費を毎月支払い続けている患者とその家族もおられ、負担上限引上げは生活が成り立たなくなる、あるいは治療の継続を断念しなければならなくなるとの危惧を要望書のなかで訴えられています。これは、まさに憲法２５条の「生存権」の保障と増進に関わる問題です。

以上のことから、誰もが安心して医療にアクセスできる公的医療保険制度を保障するため、高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを行わないよう求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和７年３月２１日

奈良県平群町議会議長 山口 昌亮

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 関口 昌一 殿

内閣総理大臣 石破 茂 殿

総務大臣 村上 誠一郎 殿

財務大臣 加藤 勝信 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿